経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成２６年経済産業省令第１号）第７条第１項

の規定による証明に関する申請書

令和　年　月　日

鎌　倉　市　長

＜申請者＞

住 所

氏名

連絡先

産業競争力強化法第１２８条第２項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第２条第３３項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１．支援を受けた認定特定創業支援等事業の内容、期間

２．設立する会社の商号（屋号）・本店所在地

・商号（屋号）

・本店所在地

３．設立する会社の資本金の額

　　　　　　　万円 （会社の場合）

４．事業の業種、内容

５．個人事業主としての開業または会社設立の（予定）年月日

・個人事業主の開業（予定）日　　　　年　　月　　日

・会社設立（予定）日　　　　　　　　年　　月　　日

鎌倉市指令第　　　号

証明日　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　鎌倉市長　　　松　尾　　　崇　　　印

申請者が上記の認定特定創業支援等事業による支援を受けたことを証明する。

鎌倉市指令第　　　号

証明日　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　鎌倉市長　　　松　尾　　　崇　　　印

申請者が上記の認定特定創業支援等事業による支援を受けたことを証明する。

鎌倉市指令第　　　号

証明日　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　鎌倉市長　　　松　尾　　　崇　　　印

申請者が上記の認定特定創業支援等事業による支援を受けたことを証明する。

鎌倉市指令第　　　号

証明日　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　鎌倉市長　　　松　尾　　　崇　　　印

申請者が上記の認定特定創業支援等事業による支援を受けたことを証明する。

有効期限　令和　　年　　月　　日

【留意事項】

・会社の設立登記に係る登録免許税の軽減措置の適用を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。

・新たに開始する事業が、公の秩序または善良な風俗を害するおそれがあると認められた場合には、この証明書は無効となります。

・法改正等により支援制度が変更・終了となるなど、支援を受けられない場合があります。

・証明書を発行された方へ、後日、市から創業に関するアンケート（電話、郵送等）をさせていただく場合があります。